

令和7・8年度小規模工事等契約希望者登録申請書提出要領

令和7・8年度において、小規模工事等契約希望者登録要綱（平成18年久慈市告示第16号）の規定に基づき、市が発注する小規模な工事及び修繕（以下「小規模工事等」という。）の契約を希望する方は、次により登録申請書を提出して下さい。

1 対象となる契約

対象となる小規模工事等の契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、1件の契約金額が30万円未満のものとしします。

ただし、災害対応に係る契約については、1件の契約金額が59万5千円以下のものとしします。

2 登録できる方

契約希望者として登録することができる方は、市内に主たる事業所又は住所を有する方で、次の各号のいずれにも該当しない者としします。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 同一の工事種別において久慈市市営建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な許可、認可、登録、免許等（以下「許可等」という。）を有しない者
- (4) 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
 - ① 暴力団、暴力団員とは構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体及びその構成員
 - ② これら（暴力団又は暴力団員）と密接な関係を有する者
 - a 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に關与させている者
 - b 暴力団員を雇用している者
 - c 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
 - d 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
 - e 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
 - f 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
 - g 暴力団若しくは暴力団員又はaからfの行為を行う者であると知りな

がら、その者に建設工事の下請等をさせる者

3 登録申請の方法

小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出して下さい。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な許可等を証明する書類の写し
- (2) 法人である場合は、商業登記簿謄本又はその写し（申請書提出日の直前3ヶ月以内に発行されたもの。）
- (3) 個人である場合は、身分証明書（本籍のある市町村役場窓口にて取得）又はその写し
- (4) 市税を滞納していないことを証する書類（納期到来分について、未納の税額がないことの証明書）

4 申請書の提出方法及び受付期間

- (1) 受付期間
 - ① 定期受付
令和7年2月1日から令和7年2月28日まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
 - ② 随時受付
上記①の定期受付終了後、令和9年2月20日まで随時受け付けます。
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出方法
直接持参または郵送により提出して下さい。
- (4) 提出場所
〒028 - 8030 久慈市川崎町1番1号
久慈市総務部財政課管財係
【代表電話】0194 - 52 - 2111（内線227） 【直通電話】0194 - 52 - 2113
- (5) 申請書は久慈市のホームページからダウンロードすることができます。
[\(https://www.city.kuji.iwate.jp/\)](https://www.city.kuji.iwate.jp/)
※ トップページ⇒（くらしの情報） 申請書ダウンロード⇒
財政課⇒ 該当ページ



5 資格審査結果

資格審査の結果、適切であると認められた場合は、登録名簿に登載されます。

資格審査結果は申請者に対して個別に通知は行いません。

なお、書類に不備等があり名簿に登載されない場合は、別途通知します。

6 登録名簿の有効期間

令和7・8年度小規模工事等契約登録名簿の有効期限は次のとおりとなります。

受付期間		資格者名簿	
		登載日	有効期間
令和7年2月1日～令和7年2月28日		令和7年4月1日	登載日 ～ 令和9年3月31日
令和7年3月1日～令和7年3月19日		令和7年5月1日	
令和7年3月21日	a) 毎月1日～20日	a) 翌月1日	
～ 令和9年2月20日	b) 毎月21日～末日	b) 翌々月1日	

※次の資格者名簿が作成されるまで有効期間が延長される場合があります。

※受付書類に不備がある場合は、登載日に登載されない場合があります。

※災害等特別な事情がある場合は、登載日の取扱いが変更となる場合があります。

7 申請書提出後の手続き

申請書を提出した後、その内容に変更が生じた場合には、変更内容を確認できる書類を添付のうえ、速やかに「小規模工事等契約希望者登録変更（廃止）届」（様式第2号）を提出してください。

別表 小規模工事等の種類及び具体例

工事の種類	工事の例示
土木工事	道路（側溝等）、下水（マンホール等）、水路（護岸等）の修繕工事
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等
左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付け工事等
屋根工事	屋根ふき工事等
電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事等
管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事等
舗装工事	アスファルト舗装工事、砂・砂利舗装工事等
板金工事	板金加工取付工事等
ガラス工事	ガラス加工取付工事等
塗装工事	塗装工事等
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
内装仕上工事	天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテン・ブラインド工事
造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事等
建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事等
消防施設工事	火災報知設備工事等
その他の工事	上記にあてはまらない工事
<p>※ 久慈市指定給水装置工事事業者及び久慈市排水設備工事指定店が施工の指定を受ける工事及び修繕は除く</p>	